

議案第11号

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

現下の物価高騰等を踏まえ、町立保育所の食事の質を維持するため、食事提供に要する費用の額の改正、一時預かり事業の利用者負担金の改正、及び乳児等通園支援事業の開始による利用者負担金の額を規定することに伴い、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成28年南風原町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「500円」を「1,100円」に改め、同項第2号中「5,500円」を「5,600円」に改める。

第7条第1項中「及び延長保育事業」を「、延長保育事業及び乳児等通園支援事業」に改め、同条第2項中「及び別表第4」を「、別表第4及び別表第5」に改める。

別表第3中「別表第3（第7条関係）（保育認定（2号・3号認定子ども））」を「別表第3（第7条関係）」に、「1,500」を「1,900」に、「2,200」を「2,800」に、「800」を「1,100」に、「1,200」を「1,600」に、「700」を「800」に、「1,000」を「1,200」に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第7条関係）

事業名	利用時間	利用者負担金（円）
乳児等通園支援事業	1時間	300

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この条例の規定による改正後の南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る主食費及び副食費並びに利用者負担金について適用し、施行日前の利用に係る主食費及び副食費並びに利用者負担金については、なお従前の例による。